

9月10日から16日は自殺予防週間です ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして～

▷問い合わせ先＝地域福祉課障害福祉係(☎内線183)

国は、9月10日(火)～9月16日(月)の1週間を「自殺予防週間」として、集中的な普及啓発事業を実施することとしています。

自殺は、さまざまな原因が複雑に絡み合った、追い込まれた末の結果であり、周囲の人の気付きと適切な対処がとても大切です。

■岩手県と本市の状況

県内では、昨年253人が自ら命を絶ち、人口10万人あたりの自殺者数は20.5人で、全国ワースト3位という状況です(※1)。

市は、昨年度、『大船渡市自殺対策計画』を策定しました。本市の優先度の高い対象群としては、「高齢者」「生活困窮者」「働き盛り世代」「子ども・若者」が挙げられ、優先度の高い対象群への取り組みを重点施策として対策を推進します。

■「働き盛り世代」の悩みやストレス

「働き盛り世代」は、家庭・職場の双方で重要な位置を占め、心理的・社会的にも負担を抱えることが多い世代です。

厚生労働省の調査(※2)によると、仕事に関することが強いストレスになっていると感じる人の割合は、60%前後で推移しています。

これらの悩みなどを相談した人の、33.0%が「解消された」、61.1%が「解消されなかったが、気が楽になった」と、94.1%が相談したことについて良い結果を得たと回答しています(※3)。

一人で悩まず、相談することで、問題解決に向けて、一歩を踏み出してみませんか？。

- ※1＝平成30年厚生労働省「人口動態統計」
- ※2＝厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」
- ※3＝厚生労働省「労働安全衛生特別調査(労働者健康状況調査)」

自殺予防の10箇条

次のようなサインを数多く認められる場合は、早い段階で専門家を受診してください。

- ①うつ病の症状に気を付ける
(気分が沈む、涙もろくなる、自分を責める、大事なことを先送りにする など)
- ②原因不明の身体の不調が長引く
(病院で検査しても異常がない)
- ③酒量が増す
- ④安全や健康が保てない
- ⑤仕事の負担が急に増える、
大きな失敗をする、職を失う
- ⑥職場や家庭からサポートが得られない
- ⑦本人にとって価値のあるものを失う
- ⑧重症の身体疾患にかかる
- ⑨自殺を口にする
- ⑩自殺未遂に及ぶ



参考：厚生労働省「職場における自殺の予防と対応」

相談機関

相談窓口	電話番号	受付日時(祝祭日・年末年始を除く)
大船渡市生活福祉部地域福祉課	☎⑩3111内線183・187	月～金曜日 8:30～17:15
岩手県大船渡保健所	☎⑩9922	月～金曜日 9:00～16:30
障がい者・児童相談支援センター 地域活動支援センター星雲	☎⑩1305	月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
岩手県精神保健福祉センター こころの相談電話	☎019-622-6955	月～金曜日 9:00～21:00
盛岡いのちの電話	☎019-654-7575	月～土曜日 12:00～21:00 日曜日 12:00～18:00



ブロック塀などの安全確保に対する助成の受付を延長しました

▷助成に関する問い合わせ先＝住宅公園課住宅建築係(☎内線322)

▷ブロック塀の点検に関する問い合わせ先＝沿岸広域振興局大船渡土木センター(☎⑩9919)

■助成内容

- ▷助成対象＝現行の建築基準法令などに適合する耐震診断、耐震改修工事、除却工事、建て替え工事(除却と共に行う場合のみ)など
- ▷対象者＝ブロック塀などを所有または管理している人で、市税などを滞納していない人
- ▷対象となるブロック塀(全てに該当するもの)
 - ①コンクリートブロック造、石造などの塀(門柱、フェンス、擁壁などは対象となりません)
 - ②「避難路沿道等」に面していて、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」(※)を利用した自主点検を行い、耐震性が不十分と判断されたもの
 - ※国土交通省住宅局建築指導課および岩手県建築住宅課ホームページで公開しています。また、詳細は沿岸広域振興局大船渡土木センターに問い合わせください。
 - ③道路からの高さが1メートル以上(擁壁の上設置されている場合は0.6メートル以上)
 - ④建築基準法令などに違反していないもの
 - ⑤この制度による補助金の交付対象となったことがないもの
- ※私道や私有地間の塀は、一部を除き対象となりません。対象となる塀や避難路沿道などの

- 詳細については、問い合わせください。
- ▷助成金額＝助成対象経費の3%以内
- ※ブロック塀などの延長1メートル当たり8万円以下、最大30万円(耐震診断は、安全性が確認された場合に最大3万円)
- ▷受付期間＝12月27日(金)まで
- ※広報6月5日号では10月末の受付期限としていましたが延長しました。なお、予算がなくなり次第、受付終了となります。
- ▷その他＝必ず事前に相談ください。補助金の交付決定前に着手(耐震診断や工事請負契約など)すると対象になりません。

■ブロック塀などの安全点検をしましょう

建築基準法の構造基準を満たしていないもの、老朽化したものなどは、地震時に倒壊による二次災害を及ぼす危険性があります。

所有者・管理者の皆さんは、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を活用し、危険性が確認された場合は、通行者への注意表示を行い、建築士などの専門家に相談の上、除却や改修などの対策を行うようお願いいたします。



秋の全国交通安全運動が始まります～9月21日から30日まで～

▷問い合わせ先＝市民環境課交通安全係(☎内線127)

「スローガン」夕暮れの 早めのライトで 防ぐ事故

日没時間が早くなるこれからの時季、特に夕方の帰宅時間帯は、周囲の状況が把握しにくくなるため、道路横断中の歩行者と車両が接触する事故が増加する傾向にあります。

運転者は、夕暮れ時にはライトを早めに点灯し、夜間は原則ハイビーム(上向きライト点灯)で走行するほか、通学路などでは、速度を十分に落としましょう。

歩行者は、反射材などを身に付け、道路を横断する際は横断歩道を利用し、横断歩道のない場所では、無理な横断をしないようにしましょう。

■運動の重点項目■

- ・子どもと高齢者の安全な通行の確保
- ・高齢運転者の交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶